

## 安城市農業委員会議事録（定例会）

|             |   |
|-------------|---|
| 日 時         | 令和4年12月22日（木）<br>開会 午後2時30分<br>閉会 午後3時10分         |
| 会 場         | 安城市役所本庁舎3階 第10会議室                                 |
| 委員会を構成する委員数 | 法第8条による委員数 14名<br>法第18条による委員数 28名                 |
| 出席委員数       | 法第8条による委員数 14名<br>法第18条による委員数 23名                 |
| 欠席委員        | 畔柳 真推進委員、大見 直基進委員、太田 和孝推進委員<br>鈴木 修推進委員、太田 俊夫推進委員 |
| 議長          | 会長 林 茂樹   |
| 事務局         | 横山事務局長、大岡事務局課長、杉浦係長、松井主査、曾我主事、池田主事、白野             |
| 議事録署名者      | 11 横山 淳子 委員<br>13 神谷 誠 委員                         |

## 会議の記録

午後2時30分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は 11 横山 淳子 委員 13 神谷 誠 委員

また、欠席者は 3 畔柳 真 推進委員 7 大見 直基 推進委員

10 太田 和孝 推進委員 17 鈴木 修 推進委員

18 太田 俊夫 推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

### □ 日程第1 第48号議案 農地法第3条の規定による申請について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第1第48号議案、農地法第3条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号33から35の3件です。申請内容は、売買が3件です。

譲受人の理由は、農耕に精進するためが3件です。譲渡人の理由は、相手方の要望によるためが2件、耕作が困難なためが1件です。

下限面積要件、耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しておりまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。申請面積につきましては、田7, 857.70㎡です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

### □ 日程第2 第49号議案 農地法第4条の規定による申請について及び日程第3 第50号議案 農地法第5条の規定による申請について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

始めに、日程第2第49号議案、農地法第4条の規定による申請についてご説

明申し上げます。

今回の申請は、受付番号11番から13番までの3件です。転用行為別に見ますと、住宅敷地の一部が1件、駐車場が1件、農業用倉庫の通路敷が1件です。転用面積につきましては、田21㎡、畑319㎡の合計340㎡です。

続きまして、日程第3第50号議案、農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号142番から158番までの17件です。転用行為別に見ますと、分家住宅の建築が11件、農家住宅の建築が1件、駐車場が1件、資材置場が1件、駐車場兼資材置場が1件、車両置場及び通路が1件、職員宿舎が1件です。転用面積につきましては、田4,346㎡、畑4,787㎡の合計9,133㎡です。

今回の申請につきましては、小規模かつ一般的な案件が多いため、個別の案件説明および資料の配布はございません。気になる案件がございましたら後ほどお問い合わせください。なお、いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周辺農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。

今回の申請に関する現地調査につきましては、12月14日に、杉浦和彦委員と岩瀬正則委員にご協力いただき、現地にて農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第51号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

今回の申請は、受付番号16の1件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。面積につきましては、田8,502㎡です。

本日も承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 報告第12号 専決処分について

上記の議題について白野から次のとおり説明があった。

日程第5報告第12号、専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号60から66の7件です。転用行為別にみますと共同住宅の建築が3件、住宅の建築が3件、駐車場が1件です。面積は、田802㎡、畑979㎡の合計1,781㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号93から106の14件です。転用行為別にみますと、住宅の建築が9件、共同住宅が1件、駐車場が1件、分譲住宅が1件、分譲宅地用地が1件、住宅及び倉庫の建築が1件です。面積は、田935㎡、畑2,530.43㎡の合計3,465.43㎡となっております。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号106から131の26件です。解約事由別にみますと、売却するため20件、収用するため1件、自作するため3件、他者に賃貸しするため2件です。面積は、田60,862.18㎡となっております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について曾我主事から次のとおり説明があった。

1 除外申出に係る27号計画の策定について

「安城市の農業の振興に関する計画調書」をご覧ください。この調書に記載してあるのは、この後の議事にも記載のあります、先月21日付で出されました農用地利用計画変更除外申出の中の1つです。

本申出地につきましては、現在施工中の県営かんがい排水事業中井筋地区の受益地となっておりますが、この事業は既存の排水路の補修や能力の向上等を図るものであり、その受益地内の土地を農用地区域から除外したとしても、事業そのものへの影響は小さいと考えられております。

ただし、法令上の規制としてその事業の完了後、8年を経過しないうちは原

則として受益地内の土地を農用区域から除外することはできないとなっております。そのため、除外転用によってその土地に設けられる施設が、地域の農業の振興に寄与すると認められることを市の計画において定めれば、例外として農用区域から除外することができるようになります。

今回の分家住宅の案件につきましては、農村集落の維持・拡大や若者等を地域に定住させるための居住環境整備等につながるものであると言え、地域の農業の振興に寄与すると考えられます。この市の計画というのは根拠法令の条文から27号計画と呼ばれており、農業委員会の意見を聞いたうえで定めることとされておりますので、本日提案させて頂いております。

説明は以上でございますので、ご承認頂きますようよろしくお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

## 2 農用地利用計画変更申出について

こちらの農用地利用計画申出総括表をご覧ください。これは令和4年11月に申出のありました農用地利用計画の変更申出の総括表となっております。

今回の申出の内訳は、農用区域への編入が1件、除外が19件、用途変更が2件合計89,098㎡でした。

左から1列目の合計面積の数字が誤っております。大変恐縮ですが、89098に修正をお願いします。申し訳ありませんでした。

除外の目的別に見ますと、分家住宅の建築が11件、流通業務施設が1件、分家住宅の一部が除外編入で各1件、店舗が1件、工場が2件、従業員駐車場が1件、従業員用駐車場及び資材置場が1件、業務用の駐車場が1件、農業用倉庫の建築が2件の合計22件の申し出となっております。

なお、編入の1番と除外の4番は同一の申し出地となっておりますが、8月に農振除外の申し出がなされた分家住宅の土地利用計画の変更であるため、同一地番において除外と編入が出されています。利用計画変更という意図で提出がなされております。

続きまして、1,000㎡以上の案件ですが、表紙に農用地利用計画変更申出についての関連資料に記載しておりますが、特に大型の案件について事業概要及び申出経緯を説明いたします。

まず、受付番号3について説明いたします。事業者は●●で、既存の取引先と既存の施設が集まる名岡線沿いに、本社建物と物流倉庫の新設及び駐車場の集約のため、本計画を検討するに至りました。非常に大きな面積の事業ですが、倉

庫区画、本社区画、駐車場区画と市道を挟んで分かれており、それぞれで除外転用の要件を満たします。他法令についても、それぞれの区画で規制をもうけており、間に挟まる市道を事業用地として使うものではなく、一般の交通ルールに従って利用するものとなります。なお、除外申出について、土地利用計画において、地元への説明と同一のものを求め、指導する目的で、1つの申出にまとめて受理することといたしました。

続きまして受付番号8の●●について説明いたします。これまでは●●という玩具会社であり、既存の工場が●●にありましたが、手狭であり、事業拡大を計画しておりました。そんな中、文具会社の●●と経営統合が行われ、●●となり、さらなる事業拡大ができる規模の会社となったため、本申請を検討するに至りました。

本社は●●であり、取引先が全国に渡ること、●●も事業用地として引き続き利用することから、国道23号線沿いの申出地を選定したとのことです。

最後に受付番号13について説明いたします。事業計画者は●●で、既存工場で行っている吸排気系、燃料電池系の自動車部品製造において、これまで別工場で行っていた自動車に搭載する形態までの組み立てや、その組み立てに必要な部品を新工場で作成するという事業拡大・効率化を目的として本計画を検討するに至りました。また、脱炭素社会の実現に配慮した工場とするため、先述の工程の効率化だけでなく、電気設備の一部をアンモニア発電のようなクリーンエネルギーとし、いずれは既設工場とも共有する計画をしていることから、既設工場隣地を選定するに至りました。

なお、現地調査につきましては、12月14日に杉浦和彦委員と岩瀬正則委員にお願いし、実施いたしました。

これらの案件については、本委員会でご了承いただくことができましたら、愛知県知事との事前協議の手続に移らせていただくこととなります。

以上で説明を終わります。

議長の質疑を諮ったところ、全員意義なく了承。

続いて、連絡報告事項について次のとおり説明があった。

## 1 認定農業者の認定について

上記の連絡報告事項について農務課振興係内藤主査から次のとおり説明があった。

それでは、定例会次第冊子の1ページの資料1をご覧ください。

「認定農業者の認定状況」について説明申し上げます。

令和5年1月1日現在の認定農業者数は135名でございます。今年度は、新規の認定を希望された方が3名で、また、33名の方が更新されました。一方、認定期間が満了し、更新されない方が10名、計画の変更された方が1名、期間途中での取消しの方が2名となりました。

振興係からの説明は以上になります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

## 2 認定新規就農者の認定について

上記の連絡報告事項について農務課農政係田中専門主査から次のとおり説明があった。

私から「農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者の認定について」ご報告をさせていただきます。2ページの資料2をご覧ください。

認定新規就農者とは、新規で農業経営を始めた又は始める予定の農業者の内、「青年等就農計画」という、経営開始から5ヶ年の事業計画を市に提出し、その計画が実現可能なものであること、また市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想で定める基準に適すると認められた者のことを表します。

計画の認定におきましては、申請内容について「安城市地域担い手育成総合支援協議会」へ意見聴取をさせていただき、適当であると認められたものが認定されることとなっております。令和4年に認定された、1名について、紹介させていただきます。

●●におかれましては、●●で農業経営を開始され、営農類型は施設野菜、キュウリとなります。

なお、ご住所は●●となりますが、圃場が●●となりますので、安城市にて認定をしております。

制度が開始された平成26年から令和3年までに、認定を受けた認定新規就農者は、資料に記載のとおり15名お見えになり、●●を加えまして、累計で16名となりました。

以上、簡単ではありますが、説明の方を終了させていただきます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、以下の連絡報告事項について、杉浦係長より説明があった。

### 3 不耕作地・違反転用農地の指導結果について

不耕作地・違反転用農地の指導結果についてご報告いたします。農業委員及び推進委員の皆様におかれましては、長期間にわたる調査及び指導にご協力をいただき、大変ありがとうございました。本日は、その結果についてご説明をさせていただきます。

では、3ページ、資料3をご覧ください。

始めに、(1)の不耕作地につきましては、今年度は対象となる112筆、71,155㎡の所有者の方に指導文書を送付いたしました。このうち、指導により改善された面積は45,211㎡でしたので、解消率は約64%でございました。一方、未改善の農地は25,944㎡であり、市内の総農地面積の3,639haに対する未改善農地の割合は約0.07%という結果となりました。

令和3年度との比較では、令和4年度は、指導前の指導対象となる不耕作地の面積が少なかったこと、また、委員の皆様の指導等により解消できた面積が多かったことから、指導後の面積としては、令和3年度より約9,500㎡ほどの減少となりました。

次に(2)の違反転用農地につきましては、今年度は102筆、73,570㎡で、解消面積は1,612㎡でございました。指導後の違反転用率にして約0.2%でした。違反転用農地につきましては、解消に結び付けるのは、なかなか難しい状況にあります。違反転用農地を増やさないように違反転用農地の所有者に対して地道に指導を続けることはもちろんですが、早期発見、早期対応に留意してまいりたいと考えております。

資料の4ページから10ページには、不耕作地の指導対象とした農地一覧を、11ページから15ページには、違反転用農地の指導対象とした農地一覧を記載しております。不耕作地、違反転用農地ともに、表の右から2番目の列に「指導文書」という欄がありますが、この欄に「○」が記載された農地につきましては、「安城市農地等の適正管理に関する指導要綱」に基づきまして、1月中旬ごろを目安に農業委員会会長と市長名の連名による指導文書を送付を予定しております。

そして、本日の報告をもって今年度の農地パトロールの強化期間はいったん終了しますが、農業委員会にとってこうした活動は、当該期間の内外を問わずいつでも行うべき業務でもあります。したがって、まだ改善がなされない現場につきましては、今後も引き続き監視と指導を続けてまいりますので、委員の皆様におかれましてもご協力を頂きますようよろしくお願い申し上げます。



なお、今年度の活動に対する手当てにつきましては、1月の報酬時にお支払いをさせていただく予定でございます。

この件についての説明は、以上でございます。

#### 4 粘土採掘場の現地調査に係る是正指導結果について

粘土採掘現場の現地調査に係る是正指導結果についてでございますが、11月16日に施工中の粘土採掘現場を調査し、3事業者に対して計5点の是正指導を行いました。是正期限である12月16日までに、全事業者からは是正完了の報告を受けております。

#### 5 農地等利用最適化推進委員施策の改善に関する意見書の進捗状況について

農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の進捗状況についてでございますが、第1回検討会を11月29日に開催いたしました。

本日、配付しました資料のうち、右肩に「第2回検討会前」と記載したものが、第1回検討会にていただいた意見等を踏まえて事務局で修正したものでございます。

本日の農業委員会の開催通知においても、ご案内いたしましたが、農業委員会終了後に第2回検討会を開催する予定をしております。本日の検討会では、第1回の修正内容の確認を中心として、内容を更に詰めてまいりたいと考えております。

ご都合のつく委員の方はご出席いただきますようお願いいたします。

#### 6 次回予定

次回予定でございますが、1月23日（月）の午後1時30分から、本庁舎2階第4会議室にて運営委員会を、午後2時30分から第10会議室にて定例会を予定しております。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、次の通り質問があった。

#### ○ 石川和明推進委員

違反転用農地のところについての話ですが、以前質問させていただきましたが、資産税が雑種地並みに税を取っているという話で、地主さんが納得してしま

っているが、前回の答えの中で、具体的な話がなかったが、同じ役所の中で、その後、具体的に進展があって、こういう対策が出来ますと言う様な事がありましたら、回答をお願いします。

○ 杉浦係長

市役所の中の話なのですが、税と農地サイドが連携しあうのが当然であります。税の考えとしましては、現況で課税をするという事が、税の考えである為、現況が雑種地であれば、当然今のように、雑種地で課税されます。それについて、当然、農地サイドといたしましては、転用の見込みがあるわけではないので、農地であるべきであるが、農地ではないという事で、違反転用指導をしています。役所の中の連携の中で、税の方が雑種地課税する際に、違反転用農地である事、農地でなくなる事を認めたわけではないと、本来であれば伝えるべきではあるが、現時点では、そこまでの調整が出来ていない事が実態でございます。それについては、今後、検討をしていきたいと考えております。

○石川和明推進委員

腑に落ちないです。農業委員として調査をしていると、非常に矛盾を感じるので、明解な回答を頂きたいです。

再度、議長が質疑を諮ったところ、全員意義なく了承。

午後3時10分、議長は閉会を宣する。